

## はかりの定期検査のお知らせ

計量法に基づき、はかりの定期検査を実施します。はかりを取引・証明に使用している方は、必ず受検してください。検査の対象は商店や事業所で取引や証明用に使用している「はかり・分銅・おもり」です。

日程	場所	時間
7月27日(月)	道の駅しんよとみ	10:00~12:00 13:00~15:00
7月28日(火)	大平支所(たいへいの里)	
7月29日(水)		



※新型コロナウイルス感染症の影響で定期検査が延期となる可能性があります。

### ■検査手数料/非自動はかり

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| ①検出部が電気式または光電式のもの                             | ③左記以外のもの                     |
| ・ひょう量が100kg以下のもの ……………1,400円                  | ・ひょう量が100kg以下のもの ……………500円   |
| ・ひょう量が250kg以下のもの ……………1,800円                  | ・ひょう量が250kg以下のもの ……………900円   |
| ・ひょう量が500kg以下のもの ……………2,200円                  | ・ひょう量が500kg以下のもの ……………1,500円 |
| ②棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛があるもの ……………250円 | ④分銅または定量おもりもしくは定量増おもり…10円    |

※最小の目量または感量がひょう量の1/10,000未満のものにあつては、2倍の金額となります。

●問い合わせ先 開発交流推進課 開発交流推進係 TEL 72-3111(内線233)

## 令和2年度 銃猟による有害鳥獣捕獲について

これまで、猟友会による銃での有害鳥獣捕獲は日曜日のみ行っていましたが、6月7日から平日や土曜日にも銃での有害鳥獣捕獲を行うこととしました。

安全には十分注意しておりますが、事故防止のため、山に入る際には、十分お気をつけください。

また、日曜日の一斉捕獲は例年通り、カラス・ドバト・シカ・イノシシを対象に駆除を行いますので、その際には無線放送でお知らせします。

## 狩猟免許取得支援補助金について

イノシシ・シカなどの有害鳥獣による農作物被害対策の一環として、有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の新規取得にかかる経費の補助を行っています。

### ■補助対象者 次の3つの項目を全て満たす方

- ・上毛町に住所を有する方
- ・補助金交付申請年度に新たに狩猟免許(わな猟・銃猟)を取得した方
- ・免許取得後、上毛町内の猟友会に入会し、上毛町が行う有害鳥獣駆除に従事することができる方

### ■補助金対象経費

- ・例題集代
- ・医師診断書料(狩猟免許試験申請申請時添付用)
- ・ハンター保険代(町指定のハンター保険)

■申請方法 狩猟免許取得後の申請となります。必要書類を用意し、産業振興課まで提出ください。

### ■必要書類

- ・申請書(産業振興課で配布しています)
- ・取得した狩猟免許の写し
- ・経費に係る領収書の写し

●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線182)

## 狩猟免許試験等に関するご案内

狩猟免許試験及び予備講習会を次のとおり実施します。

※無免許での鳥獣の捕獲は法律で禁じられています。狩猟などで鳥獣の捕獲を行う場合は狩猟免許が必要です。

### 【予備講習会】

- 日 時 7月26日(日) 9:00~16:00
- 会 場 東谷興農会館 (北九州市小倉南区木下670-1)
- 必要経費 5,150円 (受講料3,500円、例題集1,650円)

●問い合わせ先 豊築猟友会事務局 TEL 82-0476

### 【試験】

- 日 時 7月30日(木) 9:00~17:00
- 会 場 福岡県行橋総合庁舎 (行橋市中央1丁目2番1号)
- 申請期間 6月22日(月)~7月15日(水)

### 【免許更新講習】

- 日 時 8月30日(日) 9:00~17:00 (1時間程度)
- 会 場 福岡県行橋総合庁舎 (行橋市中央1丁目2番1号)
- 申請期間 6月1日(月)~8月18日(火)

※免許更新講習の時間については申し込み後に農林事務所からお知らせがあります。

●問い合わせ先 行橋農林事務所 農山村振興課 TEL 0930-23-0381

## ~ 20歳から74歳までの国民健康保険被保険者の皆さま ~ 特定健診(個別健診)のお知らせ

7月より上毛町国民健康保険被保険者の皆様を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診(個別健診)を実施します。

対象者には個別に通知していますのでご確認ください。



**対象者** 20歳から74歳までの国民健康保険被保険者

**実施期間** 令和2年7月1日(水)~令和3年1月30日(土)

**実施医療機関** 【40歳~74歳の方】上毛町・吉富町・豊前市・築上町の医療機関

【20歳~39歳の方】上毛町の医療機関

**自己負担金** 500円

**注意事項** 健診を受ける際は、必ず医療機関へ予約をお願いします。

また、健診受診の際は、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、次の点にご留意ください。

- ①受診時は「マスクの着用」にご協力をお願いします。
- ②健診当日に発熱、咳、鼻水、倦怠感などの体調不良がある場合は受診をお控えください。
- ③健診に行く際は、「石けんを使用した手洗いや手指消毒を心がける」、「医療機関が混雑する時間帯を避ける」など感染予防に十分にご注意ください。

## 集団健診について

例年8月に「集団健診」を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月の実施は延期とし、現在日程を調整中です。日程が決まりましたら、改めて広報などで周知させていただきます。

ただし、感染症の流行状況によっては「集団健診」を実施できない場合もありますので、「個別健診」の受診をお勧めします。

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線224)

## 町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内にお申し込みください。

団地名・場所 募集戸数	新池団地(上毛町大字垂水1764番地)	1戸
	緒方団地(上毛町大字緒方387番地1)	2戸
	野間団地(上毛町大字東下1440番地1)	1戸
家賃	所定の算出方式による	
入居予定日	8月1日(土)	

### ■入居者の決定方法

選考または抽選

### ■申込受付期間

7月1日(水)~15日(水)  
8:30~17:15(土・日・祝を除く)

### ■入居者資格 (上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。  
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の1/2分です。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。  
(同居または同居しようとする親族も含む)

●申し込み・問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)